

42条2項

建築基準法第3章の適用時に、建築物が建ち並んでいた4m未満の道で特定行政庁が指定したもの

42条1項3号

建築基準法第3章の適用時に4m以上で存在した道

42条1項1号

道路法による道路で幅員4m以上のもの

都道の幅員→東京都北多摩南部建設事務所

市道の幅員→道路課（保谷東分庁舎1階）

※05-000000等の番号があるものは他の種別の道路も重複しておりますので、ご注意ください。

※PDF版の道路種別図には番号の記載がありませんので、窓口の道路種別図でご確認ください

42条1項5号

位置指定道路

土地を建築敷地とするため、道を築造しようとする者が特定行政庁の指定を受けたもの

※図面の閲覧→窓口にてセルフサービス

※図面の交付→窓口にて申請（400円）

閲覧・交付時の図面番号は05-000000の下4ケタ

※PDF版の道路種別図には番号の記載がありません

42条1項2号

都市計画法、区画整合法等による道路

写しの交付→東京都多摩建築指導事務所

開発指導第二課

図面の閲覧→都市計画課

※市役所で写しは交付できません。

42条1項4号

2年以内に事業が執行される予定のもの

※図面の閲覧→窓口にてセルフサービス

※図面の交付→窓口にて申請（400円）

閲覧・交付時の図面番号は04-000000の下4ケタ

※PDF版の道路種別図には番号の記載がありません